

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第9節 教育院等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 <u>物質—細胞統合システム拠点及び高等研究院 (第50条—第50条の2)</u></p> <p>第11節 <u>その他の学内組織 (第50条の3—第51条)</u></p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部 (第52条—第55条)</p> <p>第4章 事務組織 (第56条)</p> <p>附則</p> <p>(中 略)</p> <p>第10節 <u>物質—細胞統合システム拠点及び高等研究院</u></p> <p><u>(物質—細胞統合システム拠点)</u></p> <p><u>第50条 京都大学に、「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点を置く。</u></p> <p><u>2 物質—細胞統合システム拠点に関し必要な事項は、京都大学物質—細胞統合システム拠点規程 (平成19年達示第54号) の定めるところによる。</u></p> <p>(高等研究院)</p> <p><u>第50条の2 京都大学に、国際的な最先端研究を実施するための組織として、高等研究院を置く。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 (第7条—第9条)</p> <p>第3節 委員会 (第10条)</p> <p>第4節 職員 (第11条)</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 大学院 (第15条—第24条)</p> <p>第3節 学部 (第25条—第29条)</p> <p>第4節 附置研究所 (第30条—第38条)</p> <p>第5節 附属図書館 (第39条—第41条)</p> <p>第6節 医学部附属病院 (第42条—第44条)</p> <p>第7節 全国共同利用施設 (第45条)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (第46条)</p> <p>第9節 教育院等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 高等研究院 (第50条)</p> <p>第11節 <u>その他の学内組織 (第51条)</u></p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部 (第52条—第55条)</p> <p>第4章 事務組織 (第56条)</p> <p>附則</p> <p>第10節 高等研究院</p> <p>(削 除)</p> <p>(高等研究院)</p> <p><u>第50条 京都大学に、国際的な最先端研究を実施するための組織として、高等研究院を置く。</u></p> <p><u>2 高等研究院に、「世界トップレベル研究拠点プログラム」を継承し、物質科学と細胞科学を統合した新たな学問領域の創出を目指すための研究拠点と</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 高等研究院に関し必要な事項は、京都大学高等研究院規程（平成28年達示第19号）の定めるところによる。</p> <p>第11節 その他の学内組織</p> <p>（その他の学内組織）</p> <p><u>第50条の3 京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p><u>第50条の4 前条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p>第51条 <u>前2条</u>に定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 前項の学内組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>（後 略）</p>	<p><u>して、物質—細胞統合システム拠点を置く。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、</u>高等研究院に関し必要な事項は、京都大学高等研究院規程（平成28年達示第19号）の定めるところによる。</p> <p>第11節 その他の学内組織</p> <p>（その他の学内組織）</p> <p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p> <p>第51条 <u>前各節</u>に定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 （同 左）</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>